

【令和5年度】

鳥獣侵入防止柵（集落柵）の設置要望募集のお知らせ

矢掛町では、増加するイノシシ等による農作物の被害対策のため、矢掛町独自事業である矢掛町有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業補助金を創設し、予算の範囲内において鳥獣の侵入防止柵設置資材の補助を行うことといたしました。

つきましては、令和5年度の設置要望を募集しますので、イノシシ等の被害にお困りの方は、地域ぐるみ（町内会等）で鳥獣侵入防止柵（集落柵）の設置をご検討下さい！

補助率につきましては、資材費の1/2以内（最大20万円）となります。

1. 補助の要件（見込み）

資材の補助には以下の要件が必要となります。

○鳥獣侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵）を設置する場合

① 2戸以上の受益戸数の方がまとまって一団の農地概ね3,000㎡以上を

囲い設置を行うこと。（囲う農地の中に荒れ地がないこと。）

② 地元住民の方で侵入防止柵の設置・管理を行うこと。

③ 設置予定の周辺の農地・山の草刈り等体制整備を行うこと。

④ 管理義務（電気柵8年・ワイヤーメッシュ柵14年）が生じますので、維持・管理を集落で協力して行うこと。この期間を経過しない限り、侵入防止柵の廃棄・更新（地元負担）ができません。

⑤ 新設のみを対象とし、過去に補助事業を活用して侵入防止柵を設置している場合は対象外です。

2. 補助率等

補助率は、資材費（消費税含む）の1/2以内（最大20万円）です。

※1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てます。

3. 申請方法

役場産業観光課にある交付申請書に代表者のお名前、受益者氏名、設置場所、希望される資材等について必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

4. 申請締切

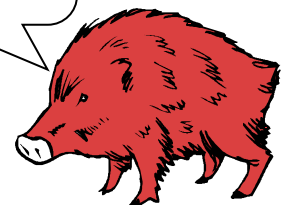
令和5年6月30日（金）

イノシシなどによる農作物被害にお困りではありませんか？

5. 申請書提出・問い合わせ先

矢掛町役場 産業観光課（小田郡矢掛町矢掛3018番地）

電話 0866-82-1016



6. その他の注意事項

- ・多数のご要望をいただいた場合、その全てにお応えできない場合があります。
- ・受付は、申請順とさせていただきます。
- ・侵入防止柵の設置補助を受けられるのは、農地ごとに1度だけです。設置後の侵入防止柵の補修や補強、再設置は補助の対象となりません。
- ・交付決定を受けて資材の購入等事業実施が可能となります。事前購入とならないようご注意願います。
- ・同一補助対象者に対して、同一年度内に1回です。

矢掛町有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業補助金の事業実施の流れ

◎交付決定前に事前に購入したものは補助対象となりません。被害が出る前に、計画的な事業実施をお願いします。

○侵入防止柵は、電気柵・ワイヤーメッシュ柵に限ります。

○侵入防止柵の導入については新設のみを対象とし、過去に補助事業等で導入した侵入防止柵の更新や修繕は対象となりません。

①事前相談（申請者）

まずは申請予定者から役場産業観光課（電話 0866-82-1016）にご相談ください。

その際に、対象となる侵入防止柵の設置予定距離を計測してから事前相談願います。

内容を確認し適当と判断した場合は、交付申請書様式などをお渡しします。



②交付申請書提出（申請者）

事前計測結果を参考に見積書（同じ製品で2者、原則町内業者）・位置図（設置場所を記入）・カタログ・受益者名簿・承諾書・同意書・設置前写真などを揃え、交付申請書・事業計画書を提出して下さい。書類の提出については役場産業観光課に持参・郵送でお願いします。



③審査・交付決定通知送付（役場）

提出された交付申請書を審査し、問題がなければ交付決定通知を送付します。

なお、事業終了後に提出する「実績報告書」の様式も同封します。



④事業実施（申請者）

交付決定を受けて物品の購入等事業実施が可能となります。事前購入とならないようご注意ください。交付決定前に購入・設置された場合は、補助対象になりません。



⑤実績報告提出（申請者）

侵入防止柵の設置・支払いとも完了したら、実績報告書・事業実績書（納品書・領収書の写し・設置後写真等を必ず添付）を提出して下さい。年度内に事業を完了する必要があります。



⑥調査・審査・確定通知送付（役場）

提出された実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付確定通知を送付します。

なお、補助金を請求する「請求書」の様式も同封します。



⑦補助金請求（申請者）

請求書に必要事項を記入して提出して下さい。指定の口座に入金します。